

日本スカンジナビア放射線医学協会会報 No.35

目次

日本スカンジナビア放射線医学協会 NPO 法人設立のご報告	3
北欧諸国滞在のその後 オスロでの日々から、その後 鹿戸 将史先生(Oslo 大学 2012年ご留学)	4
留学滞在先での活動報告 京都医療センター 大橋 茜先生	5
Lund University 指導医もしくは同僚など Prof. Sophia Zackrisson (病院紹介や趣味などの紹介)	8
新理事紹介 安藤 容子先生	9
2022年度活動報告	10
次回シンポジウムのご案内 14th Symposium of the Japanese Scandinavian Radiological Society & 17th Nordic Japan Imaging Informatics Symposium(Progress in Radiology 2023) President: Prof. Rimma Axelsson	11
日本スカンジナビア放射線医学協会事務所連絡先	12
特定非営利活動法人日本スカンジナビア放射線医学協会 定款	13
日本スカンジナビア放射線医学協会日本支部 内規	23
留学助成金公募のお知らせ	25
留学助成金取得者リスト	26
日本スカンジナビア放射線医学協会会員申込書	30
日本スカンジナビア放射線医学協会役員名簿	31
日本スカンジナビア放射線医学協会賛助会員名簿	33
事務局だより	34

日本スカンジナビア放射線医学協会 NPO 法人設立のご報告

日本スカンジナビア放射線医学協会日本支部 対馬 義人

本協会は日本とスカンジナビア諸国の放射線医の友好と連絡をはかり、放射線医学の交流、進歩を目的に1986年に発足し、研究助成金、留学助成金の支給、関係各国の放射線医学の研究の紹介及び情報交換、日本北欧合同シンポジウムの開催等を行ってまいりました。

長く法人格のない団体として活動してまいりましたが、企業から受け取る寄付金や協賛金など相当額の会計を有しております。活動の透明性の確保および、社会的信用を得ることを目的に、今回NPO法人格を得る運びとなり、2022年4月下旬に開催されました日本支部幹事会で承認を得ました。

NPO法人設立に際し、監事役・理事役のご推薦および承認を得ました。まずは、書面にてご報告申し上げます。

理事長	対馬 義人 先生(群馬大学)
副理事長	畠中 正光 先生(札幌医科大学) 鹿戸 将史 先生(山形大学)
監事	高木 亮 先生(日本大学)

今後とも本NPO法人活動のご協力を重ねてお願い申し上げます。

本件問い合わせ先

日本スカンジナビア放射線医学協会事務局

〒371-8511 群馬県前橋市昭和町3-39-22
群馬大学大学院医学系研究科放射線診断核医学内

E-mail: jsrs@jsrs.tokyo (メールにてお問い合わせください)
TEL: 027-220-8401 FAX: 027-220-8409

オスロでの日々から、その後

鹿戸 将史（山形大学医学部 放射線医学講座）

私は2013年にオスロ大学へ留学させて頂き、帰国後9年が経ちました。帰国後はあののんびりとした生活は、何処へやら。大変忙しく、臨床、研究に明け暮れていました。2年ほど過ぎて、とあるところから、大学院生が減少している状況で今後大学院生を増やすにはどうしたら良いか、海外の状況を調べるため自身の留学先を調査して欲しいとの（ありがたい？）依頼を受け、2016年の1月に再び細矢前教授と、私の家族も連れてオスロへ渡航しました。



2016年1月Per Kristian Hol先生とオスロ市内のレストランでのディナーにて



2019年9月ヨーロッパ神経放射線学会にて

留学中にお世話になったPer Kristian Hol先生から、オスロ大学での大学院生の状況を詳細に教えて頂き、有意義な調査になりました。また、当時お世話になったスタッフの方々とも再会でき、私にとって大変嬉しい仕事になりました。1月の極寒の時期でしたが、美味しいノルウェー料理など皆さんの温かなもてなしに感動したのを覚えております。また、当時娘（長女）がお世話になった日本人補習校の方々とも再会できたのも良い思い出です。

その年の9月には東京でProgress in Radiology 2016が開催され、Per Kristian Hol先生と再会する機会に恵まれました。今度は細矢前教授と共に先生を中華料理でおもてなしして、とても喜んで頂きました。

また、留学中にはDue-Tønnessen Paulina先生にも大変お世話になりました。留学中に脳腫瘍と灌流画像の診断能に関する研究に参画し、帰国後も共同研究という形で協力していました。その研究もなんとか論文の形になり、Scientific Reports誌に発表されました。そのPaulina先生は2019年の9月にヨーロッパ神経放射線学会（European Society of Neuroradiology）の大会長を務められ、私も参加すべくオスロへ渡航しました。短い期間ではありましたが、素晴らしい秋のオスロを堪能することができました。

さて、本当はかねてより2020年の夏休みに家族でオスロを訪れる計画を立てていました。帰国後に生まれた次女はまだオスロに行ったことがないからです。しかし、ご存じの通り、コロナ禍により残念ながらそれも断念せざるを得ませんでした。コロナの緊急事態宣言から2年経ち、海外旅行も再開されつつありますが、オスロで生活した長女（当時3歳）も現在中学生になり、勉強と部活に大忙しです。そんなわけで、オスロへの渡航ももう少し先になりそうです。

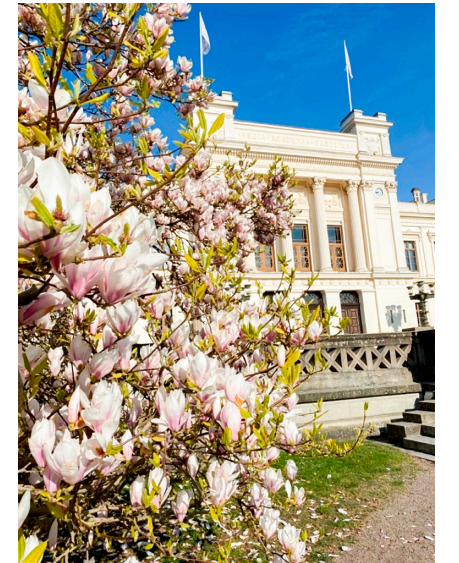
私も私達家族もオスロはとても大切な場所になりました。留学後も何回かオスロに行くことが出来たことは大変幸運でした。私はといえば、幸運にも帰国後に母校の教授職を拝命し、仕事内容が大きく変化しました。コロナが収まり、家族全員再び自由にオスロに行くことができればなあと思っています。

京都医療センター 大橋 茜先生

1) 留学のきっかけ

2017年に大学院生をしていた当時、わたしの所属する京都大学放射線科の乳腺グループにスウェーデンのルンド大学から物理士の方が六ヶ月間のポスドク研究留学に訪れていました。彼が初めて研究室に入ってきた時、ルンド大学から来たと聞いて驚きました。ルンド大学は父が過去に留学し学位を取得していた大学であり、わたしも幼少期に家族でルンドに住んでおり、現在でもスウェーデン語を少し話せたことから、話に花を咲かせることができました。

わたしは大学院在学中に複数の国際学会での発表を経験させていた中で、学位取得後には海外留学したいと考えるようになり、留学先を検討したときにスウェーデンを選択肢に入れました。先出の物理士を介してルンド大学放射線診断科のSophia教授の了承を得ることができ、話が進み始めました。



Lund universitetet（ルンド大学）

2) 留学生活

当初2021年4月に出発する予定で準備しておりましたが、スウェーデンでも2020年の11-12月頃にCOVID19感染症の蔓延状況が悪化していたため、留学を開始していいものか不安になり、半年出発を延期し、10月に日本を出発することにしました。実際コロナの感染拡大は9月末の時点で日本/スウェーデン共に落ち着いており、安心して出国、夫と娘二人を連れて家族四人での海外生活を始めました。

着いたら現地は秋です。はじめの住処は大学所有のアパートで、家族サイズのお部屋を貸していただくことができました。室内の暖房は、気温が10度以下になってうっすらつくくらいであり、寒がりのわたしは寒さについていけるのか不安になっておりましたが、次第に身体は慣れてきました。ラボの方々は親切に迎えてくれました。ラボの乳腺チームは放射線科医師、物理士、エンジニア、放射線看護師（放射線科技師）など多職種からなる集まりです。皆仲良く、FIKA time（コーヒー休憩）や昼休みはもちろん、年2回の合宿、学会参加などで交流する機会も多く、早くから馴染むことができました。ほとんどのスウェーデン人は英語が堪能なため、日常生活で困ることはありませんが、わたしは言葉に慣れてきた時点でなるべくスウェーデン語で会話をするようにしています。

子供たちはインターナショナルの学校に通い始めました。日本語だけの世界から英語の世界での生活を経験し始め、特に下の娘は言葉や学校の生活に慣れるのに時間を要しておりましたが、そのうち仲の良い友達ができると、学校が楽しくなっていったようです。

3) 研究経過

乳癌のハイリスクスクリーニング（乳癌リスクの高い遺伝子変異を有する女性などを対象）がわたしの研究テーマになります。わたしの派遣先であるMalmöを中心とした、南スウェーデン（スコーネ地方）では、マンモグラフィ検診の歴史は長く、しっかりとデザインされた質の高い臨床研究がおこなわれていましたが、MRIを用いたハイ

リスクスクリーニングに関する検討は始められていませんでした。わたしは日本で乳房MRの研究を主に行ってきたため、その知識をもとにハイリスクスクリーニング研究に関わらせていただくことになりました。3月末に当該研究の倫理委員会申請が採択された後、腫瘍内科や遺伝子専門の医師と密に連絡を取り合いながら、1995年から2021年（25年分）の期間においてプログラムに組み込まれた約900人のリストを作成し、スウェーデンの国民番号を軸にして、乳房MRI、マンモグラフィー、超音波検査の画像情報、患者の臨床情報、癌登録情報、死亡登録情報、人口統計学のおよび社会経済学的情報の取得を始めました。現在データセット取得は途中段階にありますが、約8割の方が予防的乳房切除を選択して毎年のMRスクリーニングを終了しているという事実に驚いております。スウェーデンでは乳癌検診に対する啓蒙活動が30年以上前から行われていること、予防医学の考え方が浸透していることに起因するのではないかと考えています。引き続き研究活動を続けていきたいと思っております。

4) コロナ感染対策状況

わたしは日本でマスクが必携であった時期に移動してきましたが、スウェーデンは公共交通機関でもマスクをしている人は1割未満という状況で、コロナに対する対応の違いを感じました。

スウェーデンは世界で唯一ヨーロッパの中で厳格な行動制限を行ってこなかった国です。スウェーデン人は基本的に真面目な性格なので、日本人に近いところがありますが、感染対応を行うか行わないかは個人の自由・個人の責任という感じです。スウェーデンでは有識者の意見は尊重され、ロックダウンが感染を抑えるという証拠はなく、経済を保つことにも不利益になることから、ロックダウンという選択肢を選ばなかったそうです。感染初期の老人ホームでの対応に関しては疑問視する人もいるようですが、総じて政府の対応に納得しているようです。流行期には集会の人数制限や営業時間の時短などの政策を行なっていましたが、わたしが到着した2021年10月には解除されて大人数での集会(学会、食事会やパーティ)なども行われていました。11月末から感染は再拡大し、12月からゆるい規制（コンサートなどの100人以上の集会への参加にワクチン証明を提示するなど）が始まりましたが、レストラン利用における提示の義務はありませんでした。2回のワクチンを日本で接種してきたわたしたちはEU規格のワクチン証明を手に入れられず困っておりましたが、1月の3回目ワクチンを現地で接種した後、ようやく取得することができました。そのころ感染がピークに達し、娘のクラスでも感染者が8割に。ピークを過ぎたあたりで、無料で行われていたPCR検査は医療者やリスクの高い高齢者などに限定され、各自で必要な場合は抗原検査を行う方針に転換。感染者数は多くても重傷者の割合が少ないことを受けた判断だと思われます。学校、職場では症状のある人は休むことを推奨されていましたが、3回のワクチン接種が完了していれば濃厚接触者である同居家族の通学、通勤への制限はありませんでした。国としての感染者の統計はほぼなくなったようになりましたが、次第に周囲での感染者数も減ってきました。

わたしは6月、7月とヨーロッパの3つの学会に参加してきました。ヨーロッパ間での移動にはワクチン証明や陰性検査など必要なく、パスポートの提示機会もない(EU内なので) ところもあり、比較的自由に移動できています。学会会場ではマスクをしている人は2割くらいであり、飲み会・食事会は通常通り行われていました。同じ学会に参加していたラボの人達から毎回数人は感染者が出ていたことから、感染力の強さを感じましたが、陰性検査を搭乗の要件にしている国はなく、帰国に支障はありませんでした。感染者は帰国後に療養していました。日本では国内に感染者を入国させないために、2022年9月までPCR陰性結果の提示を義務付けていましたが、ヨーロッパとの違いを感じました。ヨーロッパではワクチンの普及により重症化率が低下したことを受けて、感染すること

を恐れるのではなく、通常の生活を大切にすることを優先している印象です。

また次の秋から冬にかけて感染再拡大の可能性が示唆されていますが、引き続きこちらでの対応を見ていきたいと思っております。



Midsommar（夏至祭） 24/06/2022

最も日照時間が長くなる夏至のお祝いで、ルンドでもAM 5時頃から11時頃まで明るくなります。カエルの歌などを歌いながらMidsommarstångの回りを、手を繋いで練り歩きます。

Professor Sophia Zackrisson

Malmö is situated in the south of Sweden and is the gateway of a Scandinavian Europe, a melting pot where people from many different countries are living. Skåne University Hospital is the third largest hospital in Sweden, and offers highly specialized care, research, and education and has hospital sites both in Malmö and the city of Lund, 20 km apart.

Our breast radiology research group (Lund University Breast Cancer Imaging (LUCI)) has experience in large screening trials as a long-standing experience in breast cancer screening from the early randomized mammography trials in 1970-80 (The Malmö Mammographic Screening Trial, MMST, Andersson 1988). We recently performed a large population-based screening clinical trial with 15000 women (The Malmö Breast Tomosynthesis Screening Trial, MBTST) investigating 3D mammography (breast tomosynthesis) as a screening tool (Zackrisson 2018). In the south Swedish health care region, high-risk breast cancer screening has been conducted for over 20 years. It includes magnetic resonance imaging, MRI, of the breasts in addition to Digital Mammography (DM) and ultrasound (US). The high-risk screening cohort in the region has not yet been described in terms of imaging. Hence, research on the long-term outcomes including imaging is warranted to understand if the screening program has the potential to meet the intended goals of early detection in this vulnerable group. Dr. Akane Ohashi was mainly enrolled for this project from the breast MRI aspects since she with her previous experience of breast MRI may contribute very much to this study.

The Swedish health care system is fully structured and guarantees that everyone with a Swedish personal number receives the same health care system. The overall health care policy regulated nationally, and finances and health care service delivery managed regionally. The funding rests primarily on taxes from regional- and municipal-level and grants are provided from the government as well as private funds for research purposes. For epidemiological research, the individual Swedish personal number connected to health care systems gives unique opportunities to gather patient information from different sources after ethical and legal clearance.

In the spare time the Nordic nature in our region offers many opportunities to enjoy hiking, swimming, biking and other outdoor activities. Southern Sweden has a mild and pleasant climate with both forests and plains. There are many cultural activities going on in both the larger cities such as Malmö and Lund with music, festivals, art etc and many different cuisines are represented in the restaurants. The south-eastern corner of Skåne, Österlen, is known as Sweden’ s “Provence” with smooth hills, a beautiful light from the sea and is appreciated by many artists who have their ateliers there. Still, from the countryside, it is easy to take the train and cross the Öresund bridge to visit the bustling city of Copenhagen in Denmark or fly out in the world to different destinations.

安藤 容子先生（名古屋城北放射線科クリニック 副院長）



略歴		
1982年		愛知県立岡崎高等学校 卒業
1988年		浜松医科大学 卒業
1994年		名古屋大学医学部大学院 修了
1996年		名古屋大学医学部附属病院放射線科 助手
1998年4月-12月		ノルウェー・オスロ大学 留学
2000年		江南厚生病院放射線科 部長
2008年より現職		名古屋城北放射線科クリニック 副院長

1996年5月よりフィンランド・テュルクの乳癌検診研修に放射線科専門医会から派遣されていた期間中、ストックホルムで行われた日本スカンジナビア放射線協会の学会に参加させていただきました。そこで現理事長の対馬先生をはじめ諸先生方とお目にかかり、後にオスロ大学に留学する機会に恵まれました。オスロ大学ではインターヴェンションセンター長のFrode Laerum教授のご指導で、インドからの留学生Sumit Roy先生やスウェーデン・ウプサラ大学より出向されていたOrjan Smedby先生に協力していただき、マウスにヒト乳癌細胞を移植して、成長過程をMRIで観察する実験を行うことができました。初対面で教授は”次にLaerum教授と言ったら怒るからね、ただFrodeと呼ぶように”とおっしゃいました。奥様にお会いした時も、マダムではなくVivienと呼ぶように言われ、”Yokoは日本のボスをTakeoとは呼ばないの?”と不思議そうでした。当時のボス名古屋大学教授石垣武男先生は現勤務先の理事長であり、ずいぶん長いお付き合いになりますが、一度もTakeoとお呼びしたことはないですよ、Vivien!



左端が筆者 隣が Smedby先生

このように、当時から北欧は非常にフランクで格差の小さい社会であり、最近ではよく耳にする多様性が早くから浸透していたと思われます。大国に囲まれ、多くの移民を受け入れてきた歴史的な背景もあるとは思いますが、格差は広がり差別や偏見の残る日本社会にとって学ぶことが多いように感じます。

帰国後は二度の高齢出産を経て、リサーチワークから離れ、学会参加もままならなくなり、専門医更新のために万難を排して参加した横浜の総会で、久しぶりに偶然再会した対馬先生は幽霊に会ったような顔をされていました。

昨年次女が大学生になって、20年の母親業も一旦卒業の感がありますが、残念ながらコロナ禍で活動が制限され、おうち時間でできるミステリーなどの読書や映画、アニメ鑑賞がもつぱら楽しみとなりました。思えば画像診断は正常に潜む違和感を見つけ出す医学探偵のようでもあり、Amazonのジェフ・ベゾス氏の提唱するワーク・ライフ・ハーモニーに通じるかもしれません。ワークとライフは時間を奪い合い敵対するものではなく、その調和が確かに重要であり、会員の皆様とともによいハーモニーを奏でられますように願っております。

2022年度 活動報告

対馬 義人（群馬大学大学院医学系研究科放射線診断核医学）

第37回日本支部幹事会は、昨今の状況を鑑みて昨年と同様にメール会議形式で行いました（4月25～28日）。今回の幹事会では、定例議題の他、協会のNPO法人化についても話し合い、承認が得られました。手続きの一環として、NPO設立総会を開催し（書面審議形式で実施。9月1日～30日）、正会員・賛助会員・理事・幹事の総勢63名の方にご参加頂き、諸事に関する意思決定を行いました。

現在は、NPO設立に係る必要書類を所管庁に申請中で、今年度中の認可を見据えております。

2021年10月よりスウェーデンに留学中の大橋茜先生より、滞在先での活動の様子をご報告いただきました。

2022年度の留学助成金については、現時点での申請者はおりません。

NPOの新理事として、安藤容子先生（名古屋城北放射線科クリニック）が就任されました。また、現幹事である角田博子先生と橋本東児先生が、NPO設立をもって役職を退任され、今後は、正会員として協会運営にご協力頂くことになりました。お二人の先生方には、長らく本協会の活動にご尽力賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

「第14回日本北欧国際放射線シンポジウム」が、Rimma Axelsson教授（Sweden）を大会長として2023年5月30日～6日1日にスウェーデン、ストックホルムで開催されます。参加登録手続きは、2023年1月より開始されるとの事です。

スウェーデンの次期、「第15回日本北欧国際放射線シンポジウム」は、群馬大学が大会運営を務めさせていただきます（2024年、開催地：群馬県 前橋市及び草津町）。先般、準備委員会のメンバーで学会場の現地視察を行いました。2024年大会に向けての準備を始めたばかりですが、国内外よりご来場の皆様楽しんでいただけるような企画をスタッフ一同で構想中です。尚、シンポジウムに関する詳細情報については、随時ホームページ等で発信していきたいと考えております。

次回シンポジウムのご案内

14th Symposium of the Japanese Scandinavian Radiological Society & 17th Nordic Japan Imaging Informatics Symposium (Progress in Radiology 2023)

President

Professor Rimma Axelsson

テーマ

「Radiology and Nuclearmedicine in Precision Medicine」

Second Announcement

It is a great honour to announce the 14th Symposium of the Japanese Scandinavian Radiological Society (SJRS) and the 17th Nordic Japan Imaging Informatics Symposium in Stockholm 30 May - 1 June 2023. The conference will be arranged by Karolinska University Hospital. The registration procedure will start January 2023 and will be announced at Society home pages.

The Japanese Scandinavian Radiology Society was founded by Professor Kumazaki, Tokyo and Professor Nordenström, Stockholm in 1985. The purpose is to facilitate the exchange of young radiologists between Japan and Scandinavia and to arrange joint scientific meetings. Since 1993, the meetings have been held together with the Nordic Japanese PACS Symposium, which was founded as a forum for the exchange of ideas for the development of PACS.

Progress in Radiology 2023 aims to promote a scientific exchange and to build professional networks between Scandinavian and Japanese radiologists. This Symposium will focus on the contribution of Radiology and Nuclear Medicine in Precision Medicine.

First the pandemic, since the war in Ukraine has affected us all, but the society remains strongly committed to the scientific development of Radiology and Nuclear Medicine and we look forward to meeting all the "old" and new friends in Stockholm.

President-elect, Professor Rimma Axelsson
Karolinska University Hospital and
Karolinska Institutet, Stockholm, Sweden



日本スカンジナビア放射線医学協会事務所のお知らせ

2021年4月1日より、日本支部事務局を群馬大学大学院医学系研究科放射線診断核医学内に移し、運営を開始いたしました。

〒371-8511 群馬県前橋市昭和町3-39-22
群馬大学大学院医学系研究科放射線診断核医学内
日本スカンジナビア放射線医学協会事務局

TEL: 027-220-8401
FAX: 027-220-8409
E-mail: jsrs@jsrs.tokyo

*ホームページをリニューアルしました。
<https://jsrs.tokyo>

特定非営利活動法人日本スカンジナビア放射線医学協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本スカンジナビア放射線医学協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県前橋市昭和町三丁目39番22に置く。

(目的)

第3条 この法人は、日本とスカンジナビアの放射線科医と友好と連絡を図り、放射線医学に関する交流、進歩を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 学術集会、日本北欧合同シンポジウム等の開催事業
 - ② 関係各国の放射線医学の研究発表の交換、情報交換事業
 - ③ 関係各国の放射線医学の人事交流（留学）等事業
 - ④ その他本会の趣旨に沿う必要な事業

2 その他の事業から生じた利益は、特定非営利活動に係る事業のために使用するものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、日本及びスカンジナビア諸国の放射線医学に携わる医師及び理事会での推薦を受けた個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人及び団体

皆様にはご不便をお掛けすることがあると思いますが、何卒よろしくお願い申し上げます。



（入会）

第7条 会員の入会については、医療に携わる者である事の他、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会したとき。
- （2）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）継続して2年以上会費を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この法人の定款、規則等に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（抛出金品の不返還）

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

（種類及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

- （1）理事 3人以上
- （2）監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

（選任等）

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- （1）理事の業務執行状況を監査すること。
- （2）この法人の財産の状況を監査すること。
- （3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- （4）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- （5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期）

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- （2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（報酬等）

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

（種別）

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- 定款の変更
- 解散
- 合併
- 事業報告及び活動決算
- 監事の選任又は解任
- その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

（招集）

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

- 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（社員の表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

- やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第52条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 日時及び場所
- 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- 審議事項
- 議事の経過の概要及び議決の結果
- 議事録署名人の選任に関する事項

- 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 総会に付議すべき事項
- 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

（残余財産の処分）

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、当法人のホームページに掲載して行う。

第9章 雑則

（細則）

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 年会費 1口2,000円
- (6) 賛助会員 年会費 1口100,000円

3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和6年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から令和5年3月31日までとする。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	対馬 義人	理事長
理事	鹿戸 将史	副理事長
理事	畠中 正光	副理事長
理事	安藤 容子	
理事	石田 隆行	
理事	小野澤志郎	
理事	金 舞	
理事	黒木 一典	
理事	近藤 博史	
理事	佐藤 友保	
理事	田島 廣之	
理事	中村 和正	
理事	細矢 貴亮	
理事	嶺 貴彦	
理事	村田 智	
理事	門前 芳夫	
理事	山口 雅人	
理事	山田 哲久	
監事	高木 亮	

日本スカンジナビア放射線医学協会日本支部 内規

2022 . 10 . 1

1. (名称) 本会は日本スカンジナビア放射線医学協会日本支部と称し、英文では、the Japanese Scandinavian Radiological Society とする。
2. (目的) 本会は日本とスカンジナビアの放射線科医の友好と連絡を図り、放射線医学に関する交流、進歩を目的とする。
3. (事務局) 本会の事務局を 群馬県前橋市昭和3-39-22 に置く(2021年4月1日に現住所に移転)。事務局は、総会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
4. (事業内容) 本会は前項の目的を資するため、次の事業を行う。
 - (1) 学術集会、日本北欧合同シンポジウム等の開催
 - (2) 関係各国の放射線医学の研究発表の交換、情報交換
 - (3) 関係各国の放射線医の人事交流(留学)
 - (4) その他本会の趣旨に沿う必要な事業
5. (会員種別) 本会は下記の会員を以て組織する。
 - (1) 正会員: 本会の目的に賛同し、日本およびスカンジナビア諸国の放射線医学に携わる医師・歯科医師及び理事会の承認を得た者。
 - (2) 名誉会員: 本会に特別功労のあるものについて、理事会の賛成を得て推薦を受けた者に称号を付与する。
 - (3) 賛助会員: 本会の趣旨に賛同し、本会の事業を援助する法人および団体であって、理事会の承認を得た者。
6. (入会) 正会員、賛助会員となろうとする個人または団体は、入会申込書に会費を添えて事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。
7. (退会) 正会員で退会しようとするときは、その旨を本会事務局に届出るものとする。
8. (会費) 本会の会費は下記の通りとする。
 - (1) 正会員は、本会の会費として毎年、一口2,000円を納付するものとする。
 - (2) 賛助会員は、本会の会費として毎年、一口100,000円を納付するものとする。
9. (寄附金の受取) 本会への寄附は下記の通りとする。
 - (1) 理事および監事は、本会へ毎年、一口5,000円を寄附するものとする。
 - (2) 賛助会員に対して、本会の会費とは別に、寄附を募ることとする。
 - (3) 本会の趣旨に賛同する個人または、団体から寄附を募る。
10. (会員の権利) 本会の正会員及び賛助会員は、随時本会の活動に関する情報(議事録、決算書類等)を提供され、その他本会の活動に参加し、年1回発行される会報その他資料が配布されるものとする。
(賛助会員の権利) 年1回発行される会報に、A4版1ページ相当分の広告を無償で掲載できる。

留学助成金公募のお知らせ

11.（役員） 本会に下記の役員をおく。

監事：1名をおく。選任は、理事会によってなされる。

代表理事：1名をおく。理事会によって選任される。

理事：数名が選出される。推薦は理事会によってなされる。

12.（任期） 役員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

13. 本会の総会を毎年1回開催する。

（1）時期は、日本スカンジナビア放射線医学シンポジウム又は、日本医学放射線学会期間中とする。

（2）事業、会計、定款等の改定等を定例議題とし、その他事業の立案、執行に関する重要事項等を審議する。

14. 本会の会費および事業計画に関しては、総会に提出し、承認を受けなければならない。

15. 本会の会計は、会費および寄附金 その他収入により経理し、毎年1回決算報告するものとする。

16. 本会の会計および事業年度は4月1日から翌年の3月31 日までとする。

1994年4月8日施工

2008 年4 月改定

2021年9月改定案

2022年10月改定案

日本スカンジナビア放射線医学協会日本支部では留学希望者の応募を受けつけています。希望者は以下の要項に従ってまずはメールにてお問い合わせください。

1．ノルウェー、デンマーク、フィンランド、スウェーデン及びアイスランドいずれかへの留学希望者を募ります。

2．放射線医学を専攻している医師または歯科医師で日本医学放射線学会会員であること。

3．国籍は問わない。

4．留学期間は6 ヶ月以上であること。

5．応募締切り；お問い合わせ下さい

6．問い合わせ先 jsrs@jsrs.tokyo

留学助成金取得者リスト

＜北欧への留学＞ ※所属は全て留学時

2021年（第36回）
大橋 茜（京都医療センター） 留学先：Lund University 指導医：Sophia Zackrisson

2018年（第33回）
大熊 ひでみ（東京大学） 留学先：University of Eastern Finland 指導医：R. Vanninen

2017年（第32回）
嶺 貴彦（東海大学） 留学先：Denmark 王立病院 指導医：Goetz Benndorf

2015年（第30回）
金 舞（群馬大学） 留学先：University of Turku 指導医：Heikki Minn

2012年（第27回）
鹿戸 将史（山形大学） 留学先：Oslo 大学 指導医：Per Kristian Hol

2010年（第25回）
小野澤 志郎（日本医大） 留学先：Malmoe 病院 指導者：M. Malina
朽木 恵（山形大学） 留学先：Denmark 王立病院 指導者：I. Viborg

2008年（第23回）
杉浦 公彦（鳥取大学） 留学先：Malmoe 病院 指導者：K. Ivancev

2007年（第22回）
山口 雅人（神戸大学） 留学先 Malmoe 病院 指導者：K. Ivancev

2006年（第21回）
町田 稔（国立がんセンター） 留学先：Karolinska 病院 指導者：G. Svane

2005年（第20回）
野村 美和子（三重大学） 留学先：Aarhus 大学病院 指導者：J. Overgaard
遠藤 育世（聖マリアンナ大学） 留学先：Oslo 大学 指導者：F. Laerum

2004年（第19回）
岸本 佳子（山口大学） 留学先：Goeteborg 大学 指導者：A. Hellstrom
南郷 峰善（大阪市立大学） 留学先：Malmoe 病院 指導者：K. Ivancev

2002年（第17回）
伊藤 宏彦（ワシントン大学） 留学先：Huddinge 病院 指導者 P. Aspelin
江川 亜希子（長崎大学） 留学先：Karolinska 大学 指導者：H. Ringertz

2001年（第16回）
南 和徳（長崎市立市民病院）― 辞退

2000年（第15回）
築山 裕見子（埼玉医科大学） 留学先：Uppsala University 指導者：A.Hemmingsson, A. Magnusson

1999年（第14回）
中原 圓（日本医科大学） 留学先：Karolinska 病院 指導者：K. Ericson

1998年（第13回）
安藤 容子（一宮市立市民病院） 留学先：Oslo 大学 指導者：F. Laerum

1996年（第11回）
村田 智（筑波大学） 留学先：Malmoe 大学 指導者：K. Ivancev

1995年（第10回）
伊藤 浩（東北大学） 留学先：Karolinska 研究所

1994年（第9回）
佐藤 友保（国立福山病院） 留学先：Huddinge 病院 指導者：B. Calissendorff

1993年（第8回）
富口 静二（熊本大学） 留学先：Huddinge 病院 指導者：K. Mare；Karolinska 病院 L. Jorfeldt
対馬 義人（群馬大学） 留学先：Turku 大学 指導者：M. Kormanö

1992年（第7回）

黒木 一典（聖マリアンナ医科大学） 留学先：Oslo 大学 指導者：F. Laerum
児玉 行弘（名古屋大学） 留学先：Odense 大学 指導者：F. Mathiesen

1991年（第6回）

橋本 東児（昭和大学） 留学先：Karolinska 病院 指導者：H. Ohlsen
今村 正浩（関西医科大学） 留学先：Karolinska 研究所 腫瘍生物学Ⅱ部門 指導者：L. Revesz
川島 隆太（東北大学） 留学先：Karolinska 研究所 指導者：P. Roland

1990年（第5回）

山田 哲久（東京慈恵会医科大学） 留学先：Arhus Kommune Hospital 指導者：Bent Mdsen
門前 芳夫（大村市立病院）
留学先：Karolinska 病院 Radiumhemmet 指導者：R. Svanstroem, Radiosurgery C. Lindquist, Soeder sjukhuset U.Glas

1989年（第4回）

保坂 純郎（下谷病院） 留学先：Oslo 大学 指導者：I. Enge., F. Laerum

1988年（第3回）

井上 裕喜（鹿児島大学） 留学先：Turku 大学 指導者：M. Kormano

1987年（第2回）

上田 潤（住友病院） 留学先：Uppsala 大学 指導者：Uno Erikson
細矢 貴亮（山形大学） 留学先：Lund 大学 指導者：Cronqvist

1986年（第1回）

西山 謹司（大阪大学） 留学先：Karolinska Institutet(Radiumhemmet)
田島 廣之（日本医科大学） 留学先：Karolinska Institutet(Thoraxkkiniken) 指導者：Alfred Szamosi

※2020年（第35回）、2019年（第34回）、2016年（第31回）、2014年（第29回）、2013年（第28回）、
2011年（第26回）、2009年（第24回）、2003年（第18回）、1997年（第12回）は、該当者なし。

＜日本への留学＞ ※所属は全て留学時

2015年

Kyoko Rasmussen（Hvidovre Hospital） 留学先：聖路加病院

1997年

Hanne Witt（Karolinska 病院） 留学先：日本医科大学（隈崎）、東京都立駒込病院

1995年

Pavel Kesek（Malmoe 大学） 留学先：日本医科大学（隈崎）、東京慈恵会医科大学

1993年

Bo Kalin（Karolinska 病院） 留学先：日本医科大学（隈崎）
Jarmo Reponen（Oulu 大学） 留学先：大阪大学（小塚）
Jan Reider Bjoerke（Vestfold Central Hospital） 留学先：国立がんセンター中央病院（牛尾）

1992年

Finn Mathisen（Odense 大学） 留学先：日本医科大学（隈崎）、大阪大学（小塚、池添）

1990年

Ralf Kallmam（Karolinska 病院） 留学先：日本医科大学（隈崎）、京都府立医大（河合）

1989年

Eie Herlitz（Karolinska 病院） 留学先：日本医科大学（隈崎）

日本スカンジナビア放射線医学協会会員申込書

令和 4年 10月 5日

(☐正会員 ☐賛助会員)

氏 名 ふりがな		
所 属		
住 所 〒		
	FAX	E-mail
自 宅 〒		
	FAX	E-mail
放射線科の専門分野		
研究主題		
・北欧留学(2 週間以上)の経験の有無 ☐有 ☐無 <有>の方は具体的にご記入ください。 ①留学期間 年 月 日 ～ 年 月 日 ②留学施設 ③指導者 ④研修内容 ⑤取得した資格 ⑥その後の渡北欧歴(年・国名) ⑦その後、コンタクトのある北欧放射線医学者 <無>の方は以下にご記入ください。 ①渡北欧の希望の有無 ☐有 ☐無 ②欧米の知識 ☐英 ☐仏 ☐独 ☐スウェーデン ☐デンマーク ☐ノルウェー ☐フィンランド ☐その他 ・その他ご意見やご質問があればご記入ください。		

日本スカンジナビア放射線医学協会役員名簿

<役員>

日本支部

対馬 義人	理事長	群馬大学
鹿戸 将史	副理事長	山形大学
畠中 正光	副理事長	札幌医科大学
安藤 容子	理事	名古屋城北放射線科クリニック
石田 隆行	理事	大阪大学
小野澤 志郎	理事	杏林大学
金 舞	理事	群馬大学
黒木 一典	理事	杏林大学
近藤 博史	理事	協立温泉病院
佐藤 友保	理事	土谷総合病院
田島 廣之	理事	埼玉医科大学国際医療センター
中村 和正	理事	浜松医科大学
細矢 貴亮	理事	山形済生病院
嶺 貴彦	理事	日本医科大学北総病院
村田 智	理事	帝京大学ちば総合医療センター
門前 芳夫	理事	佐世保市総合医療センター
山口 雅人	理事	神戸大学
山田 哲久	理事	日本赤十字社医療センター
高木 亮	監事	日本大学

スカンジナビア支部

Sweden	Rimma Axelsson	幹事	Stockholm
	Nils Dahlström	幹事	Linköping
Denmark	Søren Rafaelsen	幹事	Vejle
	Gina Al-Farra	幹事	Herlev
	Kyoko Sakata Rasmussen	幹事	Hvidovre
	Gençay Gül	幹事	Hvidovre
Norway	Ingfrid Salvesen Haldorsen	幹事	Bergen
	Harald Nes	幹事	Haugesund
	Mona Kristiansen Beyer	幹事	Oslo
Finland	Hannu. J. Aronen	幹事	Turku
	Jarmo Reponen	幹事	Raahe
Iceland	Hjalti Már Þórisson	幹事	Reykjavik

<賛助会員>

- 1．GE ヘルスケアファーマ株式会社
- 2．エーザイ株式会社
- 3．メディキット株式会社
- 4．富士製薬工業株式会社

2022年の夏を過ぎても、依然日本では「新型」コロナウイルス感染者第8波直撃のニュースの一方で、海外情勢と比較すると少しずつではありますが水際対策も緩和されてきているようで、2023年ストックホルムで開催予定のProgress in Radiology 2023の現地開催が切望されます。

次年度開催のProgress Radiology2024の開催に向け、事務局でも少しずつ準備を始めました。先日は、準備委員会数名で会場の下見にも出かけました。梅雨明け時期から初夏の開催期間は、気候の心配もありますが会員の皆様の有意義な滞在期間となるようおもてなしできたらと考えております。

最後となりますが、本会報誌製作にあたって原稿依頼にご快諾くださった安藤容子先生、鹿戸将史先生、大橋茜先生、Dr. Sophia Zackrisson先生方にこの場をお借りして感謝申し上げます。



環状型MRI用造影剤 薬価基準収載

ガドテル酸メグルミン 静注38%シリンジ 10mL / 11mL / 13mL / 15mL / 20mL [GE]

ガドテル酸メグルミン注射液

処方箋医薬品：注意—医師等の処方箋により使用すること



効能・効果、用法・用量、警告・禁忌（原則禁忌を含む）および使用上の注意等の詳細につきましては、最新の添付文書をご参照ください。

Rev.1.0 2021/06 1F・1 (MKT・MQ) V4C12 JB03501JA
2021年6月作成

製造販売元（製品情報お問い合わせ先）

GEヘルスケアファーマ株式会社
東京都港区赤坂5-2-20 TEL 0120-241-454

GEファーマ





hve
human health care

末梢用ガイドリングシースキット

Parent Plus®

Medikit Peripheral Guiding Sheath Kit

変わらぬ性能で
安定したEVT手技をサポートします

6Fr

4.5Fr

3Fr

末梢用ガイドリングシースキット

Parent® Select

Medikit Peripheral Guiding Sheath Kit

血管内治療ストラテジーに適した
ガイドリングシースサイズを“Select”する

5Fr



Parent® Select 5082



Parent® Select 4575

4.5Fr

末梢用ガイドリングシースキット

Parent Cross®

Medikit Peripheral Guiding Sheath Kit

デバイス通過性と末梢到達性にフォーカスした
ガイドリングシースの選択肢

7Fr

6Fr

承認番号: 23100BZX00050000



メディキット株式会社

発 売 元: メディキット株式会社 〒113-0034 東京都文京区湯島 1-13-2 TEL.03-3839-0201
製造販売元: 東郷メディキット株式会社 〒883-0062 宮崎県日向市大字日知屋字亀川 17148-6 TEL.0982-53-8000
営 業 所: 東京・札幌・仙台・埼玉・千葉・八王子・横浜・金沢・名古屋・京都・関西・神戸・広島・松山・福岡・宮崎
流通倉庫: 宮崎県日向市・千葉県佐倉市
<http://www.medikit.co.jp/> <http://www.togomedikit.co.jp/>

患者様の想いを見つめて、 薬は生まれる。

顕微鏡を覗く日も、薬をお届けする日も、見つめています。
病気とたたかう人の、言葉にできない痛みや不安。生きることへの希望。
私たちは、医師のように普段からお会いすることはできませんが、
そのぶん、患者様の想いにまっすぐ向き合っていきたいと思います。
治療を続けるその人を、勇気づける存在であるために。
病気を見つめるだけでなく、想いを見つめて、薬は生まれる。
「ヒューマン・ヘルスケア」。それが、私たちの原点です。

ヒューマン・ヘルスケア企業 エーザイ



A FUTURE FREE OF LIFE
Global Alliance

エーザイはWHOのリンパ系フィラリア病制圧活動を支援しています。



イオパミドール注「F」

イオパミドール150注「F」
50mL/200mL

イオパミドール300注「F」
20mL/50mL/100mL

イオパミドール370注「F」
20mL/50mL/100mL

イオパミドール300注シリンジ「F」
50mL/80mL/100mL/150mL

イオパミドール370注シリンジ「F」
50mL/65mL/80mL/100mL

非イオン性尿路・血管造影剤 イオパミドール注射液
処方箋医薬品^{注)} 薬価基準収載



IOHEXOL

イオヘキソール注「F」

イオヘキソール300注「F」
20mL/50mL/100mL

イオヘキソール350注「F」
20mL/50mL/100mL

イオヘキソール240注シリンジ「F」
100mL

イオヘキソール300注シリンジ「F」
50mL/80mL/100mL/110mL/125mL/150mL

イオヘキソール350注シリンジ「F」
70mL/100mL

非イオン性造影剤 イオヘキソール注射液
処方箋医薬品^{注)} 薬価基準収載

注)：注意—医師等の処方箋により使用すること。

■効能・効果、用法・用量、警告・禁忌を含む使用上の注意等につきましては添付文書をご参照ください。

製造販売元
(資料請求先)



富士製薬工業株式会社

〒939-3515 富山県富山市水橋辻ヶ堂1515番地

<https://www.fujipharma.jp/>